

第3節 手数料

3-1 手数料について

開発許可、建築許可、宅造許可申請等を行う場合は、鹿児島市手数料条例に基づき、目的、規模に応じて手数料の納入が必要となります。

3-2 鹿児島市手数料条例の抜粋

○鹿児島市手数料条例(平成12年3月29日条例第51号)関係分抜粋

(手数料の種類及び金額)

第2条 手数料の種類及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(165) 開発行為許可申請手数料

ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積	手数料の金額 (1件につき)
0.1ヘクタール未満	8,600 円
0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	22,000 円
0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	43,000 円
0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	86,000 円
1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	130,000 円
3ヘクタール以上 6ヘクタール未満	170,000 円
6ヘクタール以上 10ヘクタール未満	220,000 円
10ヘクタール以上	300,000 円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積	手数料の金額 (1件につき)
0.1ヘクタール未満	13,000 円
0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	30,000 円
0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	65,000 円
0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	120,000 円
1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	200,000 円
3ヘクタール以上 6ヘクタール未満	270,000 円
6ヘクタール以上 10ヘクタール未満	340,000 円
10ヘクタール以上	480,000 円

ウ その他の場合

開発区域の面積	手数料の金額 (1件につき)
0.1ヘクタール未満	86,000 円
0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	130,000 円
0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	190,000 円
0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	260,000 円
1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	390,000 円
3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	510,000 円
6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	660,000 円
10 ヘクタール以上	870,000 円

(166) 開発行為変更許可申請手数料

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額(その金額が870,000円を超えるときは、870,000円)

ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た金額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項第1号から第4号まで(同法附則第5項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に規定する金額

ウ その他の変更については、10,000円

(167) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料

一件につき 46,000円

(168) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料

一件につき 26,000円

(169) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料

敷地面積	手数料の金額 (1件につき)
0.1ヘクタール未満	6,900 円
0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	18,000 円
0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	39,000 円
0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満	69,000 円
1 ヘクタール以上	97,000 円

(170) 削除

(171) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合

一件につき 1,700円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合

一件につき 2,700円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合

一件につき 17,000円

(172) 開発登録簿の写しの交付手数料 用紙1枚につき 470円

(173) 宅地造成工事許可申請手数料

(ア)宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積		手数料の金額 (1件につき)
500平方メートル以内のもの		21,000円
500平方メートルを超え	1,000平方メートル以内のもの	32,000円
1,000平方メートルを超え	2,000平方メートル以内のもの	43,000円
2,000平方メートルを超え	3,000平方メートル以内のもの	61,000円
3,000平方メートルを超え	5,000平方メートル以内のもの	70,000円
5,000平方メートルを超え	10,000平方メートル以内のもの	94,000円
10,000平方メートルを超え	20,000平方メートル以内のもの	146,000円
20,000平方メートルを超え	40,000平方メートル以内のもの	222,000円
40,000平方メートルを超え	70,000平方メートル以内のもの	345,000円
70,000平方メートルを超え	100,000平方メートル以内のもの	486,000円
100,000平方メートルを超えるもの		626,000円

(イ)土石の堆積に関する工事許可申請手数料

土石の堆積を行う土地の面積	手数料の金額 (1件につき)
500平方メートル以内のもの	16,000 円
500平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,000 円
1,000平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	21,000 円
2,000平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	24,000 円
3,000平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	33,000 円
5,000平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	37,000 円
10,000平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	43,000 円
20,000平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの	57,000 円
40,000平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの	76,000 円
70,000平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	111,000 円
100,000 平方メートルを超えるもの	135,000 円

(ウ)宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の金額 (1件につき)
500平方メートル以内のもの	8,000 円
500平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	9,000 円
1,000平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	10,000 円
2,000平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	11,000 円
3,000平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	12,000 円
5,000平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	12,000 円
10,000平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	12,000 円
20,000平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの	18,000 円
40,000平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの	29,000 円
70,000平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	47,000 円
100,000 平方メートルを超えるもの	64,000 円

(174) 宅地造成工事変更許可申請手数料

前号の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

(175) 優良宅地造成認定申請手数料

造成宅地の面積	手数料の金額 (1件につき)
0.1ヘクタール未満	86,000 円
0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	130,000 円
0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	190,000 円
0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	260,000 円
1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	390,000 円
3ヘクタール以上 6ヘクタール未満	510,000 円
6ヘクタール以上 10ヘクタール未満	660,000 円
10ヘクタール以上	870,000 円